



島根県報

平成22年3月31日（水）

号外第76号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【条 例】

島根県県税条例及び島根県手数料条例の一部を改正する条例

（税 務 課） 3

公布された条例等のあらまし

◇島根県県税条例及び島根県手数料条例の一部を改正する条例（条例第22号）

1 条例の概要

(1) 島根県県税条例の一部改正

ア 新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くし、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税率を軽減する特例措置について、軽減対象の見直しを行った上、以下の措置を講ずることとした。（附則第19項関係）

ア) 環境負荷の大きい自動車

新車新規登録から一定の年数を経過した次の自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、一般乗合用バス及び被けん引車を除く。）について、その経過する日の属する年度以後に税率のおおむね100分の10を重課する特例措置を講ずることとした。

a ガソリン車又はLPG車で平成11年3月31日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過する日の属する年度

b ディーゼル車その他のaに掲げる自動車以外の自動車で平成13年3月31日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過する日の属する年度

イ) 環境負荷の小さい自動車

平成22年度及び平成23年度に新車新規登録された電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、一定の排出ガス性能を備えた天然ガス自動車及びエネルギー消費効率（エネルギーの使用の合理化に関する法律に規定するエネルギー消費効率をいう。）が基準エネルギー消費効率（同法の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して定めるエネルギー消費効率をいう。）に100分の125を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度（平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値をいう。）の4分の1を超えないものについて、当該登録の翌年度に税率のおおむね100分の50を軽減する特例措置を講ずることとした。

イ 引用する条項の整理

ウ その他規定の整理

(2) 島根県手数料条例の一部改正

引用する条項の整理

2 施行期日

平成22年4月1日から施行することとした。

島根県県税条例及び島根県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年 3 月 31 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第22号

島根県県税条例及び島根県手数料条例の一部を改正する条例

(島根県県税条例の一部改正)

第 1 条 島根県県税条例（昭和51年島根県条例第10号）の一部を次のように改正する。

附則第19項第 1 号中「第12条の 3 第 1 項本文」を「第12条の 3 第 1 項」に改め、同号ア中「平成 9 年 3 月 31 日」を「平成11年 3 月 31 日」に改め、同号イ中「平成11年 3 月 31 日」を「平成13年 3 月 31 日」に改め、同項第 2 号中「平成18年 4 月 1 日から平成19年 3 月 31 日」を「平成22年 4 月 1 日から平成23年 3 月 31 日」に、「平成19年度分」を「平成23年度分」に、「平成19年 4 月 1 日から平成20年 3 月 31 日」を「平成23年 4 月 1 日から平成24年 3 月 31 日」に、「平成20年度分」を「平成24年度分」に改め、同項第 4 号中「第 2 号」を「前号」に、「平成18年 4 月 1 日から平成19年 3 月 31 日」を「平成21年 4 月 1 日から平成22年 3 月 31 日」に、「平成19年度分」を「平成22年度分」に改め、「当該自動車平成19年 4 月 1 日から平成20年 3 月 31 日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成20年度分の自動車税に限り」を削り、同項第 5 号を削り、同項の表中「第19項第 2 号」を「第19項第 2 号又は第 3 号」に、「第19項第 3 号」を「第19項第 4 号」に改める。

附則第23項の表以外の部分及び同項の表第42条の項中「第12条の 2 の 4 第 1 項」を「第12条の 2 の 7 第 1 項」に改め、同表第43条第 2 項の項及び第44条の項中「第12条の 2 の 4 第 2 項」を「第12条の 2 の 7 第 2 項」に改める。

(島根県手数料条例の一部改正)

第 2 条 島根県手数料条例（平成12年島根県条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表 2 の項第 2 号中「第 12 条の 2 の 4 第 2 項」を「第 12 条の 2 の 7 第 2 項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(自動車税に関する経過措置)

- 2 第 1 条による改正後の島根県県税条例（以下「新条例」という。）附則第 19 項の規定は、平成 22 年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成 21 年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

(軽油引取税に関する経過措置)

- 3 新条例附則第 23 項の規定は、この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に地方税法等の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 4 号。以下この項において「改正法」という。）による改正後の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 144 条の 2 第 1 項又は第 2 項に規定する軽油の引取りが行われた場合において課すべき軽油引取税について適用し、施行日前に改正法による改正前の地方税法第 144 条の 2 第 1 項又は第 2 項に規定する軽油の引取りが行われた場合において課する軽油引取税については、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の際現に第 1 条による改正前の島根県県税条例（以下「旧条例」という。）附則第 23 項において読み替えて適用する旧条例第 44 条の規定による知事の指定を受けている者に係る同条の規定による当該指定は、新条例附則第 23 項において読み替えて適用する新条例第 44 条の規定による知事の指定とみなす。